

## 指導行政のポイント

# 改めて“学校防災”を考える

菱村 幸彦

東日本大震災で被災された方々に、心よりお見舞いを申し上げます。被災された皆さまの安全と1日も早い復旧を、心よりお祈りします。

### 防災計画と対処要領を策定する

今回の震災ほど、自然の猛威を思い知らされたことはなかった。巨大な津波が一瞬にして田畑を呑み込み、家々を破壊し、自動車を押し流していくテレビに映し出された衝撃的な映像に息をのんだ。

今回の震災が全国の教育関係者に与えたインパクトは大きい。いま各学校は、自然災害がもたらす重大な危機とそれに対する備えの必要性について切迫感をもって認識していると思う。で、以下に、学校防災のポイントについて考えてみよう。

第1は、防災計画の策定である。学校保健安全法は、学校安全計画の策定を義務づけているが(27条)、そのなかに防災計画を盛り込むことが不可欠である。

防災計画では、施設設備の点検と整備を行い、危険を発見し、除去する体制を整えること、児童・生徒が災害から自らの生命を守るために安全な行動をとる能力や態度を育てるよう指導する体制を整えること、災害発生時に児童・生徒の有効な避難誘導を行うことができる体制を整えること、学校が避難所となる場合の対応措置について体制を整えること等について策定する必要がある。

第2は、対処要領の作成である。学校保健安全法は、学校に危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の作成を義務づけている(29条)。

災害が発生した場合、なによりも重要なことは、児童・生徒の安全確保だ。対処要領では、あらゆる場面 例えば、授業中、休憩時間中、部活動中、校外活動中、登下校中などにおける災害を想定し、それぞれに対応した緊急措置を定め、教職員に周知しておく必要がある。特に災害発生後、児童・

生徒を保護者に引き渡す場合の引渡し方法を決めて保護者に周知しておくことが重要である。

### 日ごろからの防災教育と避難訓練

第3は、防災教育の実施である。災害発生時に児童・生徒の安全を確保するためには、日ごろからの防災教育が重要である。学校保健安全法もその旨を特記している(27条)。

防災教育の目標として、災害の現状、原因、防止方法について理解を深め、災害発生時に適切な意志決定や行動選択ができるようにすること、様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとること、自他の生命を尊重し、学校・家庭・地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにすることなどが挙げられる。

これらの目標を達成するには、関係各教科 道徳、総合学習 特別活動など学校教育活動全体を通じて、児童・生徒の発達段階に応じた防災教育を体系的・計画的に行う必要がある。

さらに、防災教育で欠かせないのは避難訓練である。学校保健安全法は避難訓練の実施を義務づけている(29条2項)。避難訓練は、災害時に安全に避難できる態度や能力を体得し、防災教育の指導内容について実践的に理解を深める場として有効である。

避難訓練を行うにあたっては、訓練の時期、災害の種類、対象、実施回数、実施の方法等について計画を立て、年間を通じて計画的に実施することが必要である。特に地震や津波に対応するためには、学校の立地条件を考慮に入れ、それに即した避難訓練を実施することが欠かせない。今回の震災では、日頃の避難訓練のおかげで押し寄せる津波から児童・生徒の命が救われた事例が報道されている。

防災計画、対処要領、防災教育の成否は、避難訓練に集約されるといえる。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

●好評新刊発売中!

すぐに使える工夫・アイデアが満載!

B5判/160頁/定価2415円

『ちょっとした工夫で読まれる「学校だより」』 向山 行雄(全国連合小学校長会会長)【編】

研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488 をご利用ください(24時間受付・即日発送)